

高松市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）及び戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定により住民票の写し等を第三者に交付した場合において、事前に登録をした者に対し、その交付の事実を通知すること（以下「本人通知制度」という。）により、住民票の写し等の不正な請求を抑止し、もって個人の権利利益の不当な侵害を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「住民票の写し等」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 住基法の規定による住民票の写し、住民票に記載をした事項に関する証明書及び削除された住民票の写し並びに戸籍の附票の写し及び削除された戸籍の附票の写し

(2) 戸籍法の規定による戸籍の謄本及び抄本、戸籍に記載した事項に関する証明書、除かれた戸籍の謄本及び抄本、除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書並びに磁気ディスクをもって調製された戸籍及び除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面

2 この要綱において「第三者」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 住基法第12条第1項又は第20条第1項の規定により住民票の写し等を請求する者の代理人

(2) 住基法第12条の3又は第20条（第1項及び第2項を除く。）の規定により住民票の写し等が必要である旨の申出をする者

(3) 戸籍法第10条第1項（同法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定により住民票の写し等を請求する者の代理人

(4) 戸籍法第10条の2（第2項を除く。）（同法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定により住民票の写し等を請求する者

(対象者)

第3条 本人通知制度の対象となる者は、次条第1項の規定による申請の日において、次の各号のいずれかに該当する者で国内に住民票を有する者とする。

(1) 住基法の規定により本市の住民基本台帳（削除された住民票を含む。）又は戸籍の附票（削除された戸籍の附票を含む。）に記載され、又は記録されている者

(2) 戸籍法の規定により本市が作成した戸籍（除かれた戸籍を含む。）に記載され、又は記録されている者

2 前項の規定にかかわらず、死亡した者又は失踪の宣告を受けた者は、対象としない。

(登録の申請等)

第4条 本人通知制度の利用を希望する者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ高松市本人通知制度登録申請書（様式第1号）により、市長に申請しなければならない。

2 前項の場合において、申請者は、本人による申請であることを証するため、個人番号カード、在留カード、旅券、運転免許証その他本人であることを証するため市長が適当と認める書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 申請者の代理人が第1項の規定による申請をしようとするときは、代理人を特定するために適当と認める書類として、個人番号カード、在留カード、旅券、運転免許証その他代理人本人であることを証するため市長が適当と認める書類及び次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提示し、又は提出しなければならない。

(1) 法定代理人 戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類。ただし、本市に備付けの公簿等の記載又は記録により法定代理人である旨の事実が判明する場合は、これを省略することができる。

(2) 法定代理人以外の代理人 委任状

4 第1項の規定による申請は、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便によりすることができる。

(登録等)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、高松市本人通知制度登録者名簿に登録するものとする。

(登録の変更)

第6条 前条第1項の登録を受けた者（以下「登録者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、高松市本人通知制度登録変更申請書（様式第1号）により、市長に申請しなければならない。

(1) 本市から市外へ住所又は本籍を異動する場合

(2) 市外から本市へ住所又は本籍を異動する場合

(3) 市外への転出等により消除された住民票の写し等が本市に保存されており、市外におい

て氏名、住所その他登録の内容に変更が生じた場合

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に申請の必要があると認めた場合

2 第4条第2項から第4項までの規定は、前項の規定による申請について準用する。

(住民票の写し等交付通知)

第7条 市長は、第三者からの請求又は申出により登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、高松市住民票の写し等交付通知書（様式第3号）により当該登録者にその旨を通知するものとする。

(登録の廃止)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該登録を廃止するものとする。

(1) 登録者から高松市本人通知制度登録廃止申請書（様式第1号）により廃止の申請があった場合

(2) 第7条の通知書が返戻されるなど、第6条第1項の規定による変更の申請がされていないことが判明した場合

(3) 登録者が死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合

(4) 登録者が国外転出した場合

(5) 登録者の居住地が判明せず、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により住民票が職権消除された場合

(6) 市外への転出等により消除された住民票の写し等の保存期間が経過し、住民票の写し等が交付されなくなった場合

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に登録を廃止する必要があると認めた場合

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際に、現に改正前の高松市住民票の写し等の第三者に係る本人通知制度に関する要綱第5条の規定による高松市本人通知制度登録者名簿に登録されている者は、この要

綱による改正後の高松市住民票の写し等の第三者に係る本人通知制度に関する要綱第5条の規定による高松市本人通知制度登録者名簿に登録されている者とみなす。

- 3 この要綱の施行の際、改正前の様式第1号及び第3号に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間なお使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、改正前の様式第1号に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間使用することができる。